

「確かな補償」へのご提案

建物共済



もしものときの“安心”を **NOSAI** あなたの大切な財産を『再取得する』

対象となる事故 共済種類	火災等の事故					
	火災 	落雷 	破裂発 	外部からの 物体の落下 飛来・衝突  自然災害を除く	建物内部での 車両・積載物の 衝突 	給排水設備の事故など による水漏れ損 水道管の凍結により 生じた破損  自然災害を除く 老朽化・腐食を除く
補償充実 総合共済 1棟の加入限度額4,000万円	○	○	○	○	○	○
安い掛金 火災共済 1棟の加入限度額6,000万円	○	○	○	○	○	○

※地震が原因となる火災は、火災共済の補償の対象になりません。

＼ **NOSAI** 建物共済の 4 つの

特徴 1

建物・家具類等を再取得するために
必要な価額まで補償します



用途に関係なく古くなった建物、家具類等を“今、再取得するのに必要な価額”まで補償いたします。（維持管理が良好なものに限る）

特徴 2

お手頃な掛金と
費用共済金の充実

被害率に応じ掛金率を適時見直しています。20年前の掛金と比較すると約2割安くなった掛金でご加入できます。（火災共済 木造物件 臨時費用担保特約で比較）

また、火災事故などで発生した残存物の取片付け費用や、損害防止・軽減のために支出した費用などを損害共済金にプラスしてお支払いいたします。



がバックアップします！ 費用』までサポート！

※建物を所有・管理し
農業に従事する方が加入できます。

		自然災害			地震等の事故		
盗難による き損・汚損	騒乱に伴う 破壊行為に よる損害	風水害	雪 害	土砂崩れ など	地 震	津 波	噴 火
							
盗難品は対象外		建物外部に損害がないとき及び老朽化・自然損耗が原因による損害は補償の対象になりません。			共済金額の50%を限度		
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	自然災害、地震等の事故は <u>火災共済</u> の補償の範囲に含まれません					

特徴 “安心” してご加入ください！ /

特徴 3

毎年補償の
見直しができます



1年ごとの契約ですので、毎年補償の見直しをすることができ、景気変動にも強いです。補償期間途中での増額ももちろんできます。

特徴 4

加入申し込みから共済金支払いの
請求手続きも安心



加入時から罹災時の共済金支払い手続き時まで、親切、丁寧にサポートしますので安心です。分からないことがあれば組合にご連絡ください。地域に密着したきめ細かいサービスをお届けします。

まずいくら加入できるか知しましょう

建物ご加入の目安

新築後、年数が経過した建物でも、同等のものを新たに再建築する金額(再取得価額)までご加入できます。再取得価額の目安の算出にあたっては、延床面積に単価を乗じます。

※太陽光発電設備等の設備や工作物は、建物の価額に別途加算してください。

坪単価の目安 ()は㎡単価

用途 \ 構造	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
住宅	40～65万円 (120,000～200,000円)	40～75万円 (120,000～225,000円)	50～90万円 (155,000～280,000円)
倉庫・納屋 簡易付属建物	15～33万円 (48,000～100,000円)	18～35万円 (55,000～105,000円)	31～45万円 (95,000～135,000円)

※店舗、事務所、アパート等についてはお問い合わせください。



例えば…

坪単価

50

万円

×

坪数

40

坪

=

再取得価額

2,000

万円

あなたの
建物の
目安は…

坪単価

万円

×

坪数

坪

=

再取得価額

万円

農機具のご加入について (建物のご加入が条件となります)

納屋や倉庫に格納されているトラクターやコンバインのほかに、鍬などの小農具も申し出により補償に含めることができます(補償は格納中の事故に限ります)。



主な用語の ご説明

- **共済目的** …………… 加入できる建物、家具類、農機具のことをいいます。
- **共済事故** …………… 共済金の支払い対象となる偶発の事故のことをいいます。
- **共済責任期間** …… 共済金をお支払いする事由が発生した場合に、組合が支払い責任を持つ補償対象の期間。共済証券に記載された期間。
- **共済金額** …………… 加入者と組合が契約した金額。共済目的が共済事故により損害を生じたとき、組合が支払う共済金の最高限度額。これに基づき支払う共済金を算出します。

● **再取得価額** ……………
(再建築価額)

● **時価額** ……………

● **共済価額** ……………

家具類ご加入の目安 (建物のご加入が条件となります)

家具類とは、生活に必要な家庭生活用具のことです。営業用什器等はご加入できません。

(万円)

世帯人数 住宅延面積	单身		2人		3人	
	1人	1人	2人	1人2人	2人1人	3人
20坪(66㎡)未満	860	930	1,030	960	1,060	1,310
20坪(66㎡)以上 40坪(132㎡)未満	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490
40坪(132㎡)以上 70坪(231㎡)未満	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730
70坪(231㎡)以上	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940

♂:大人 ♀:小人

住宅延面積とは、居住の用に供する部分の延面積とします。

大人とは18歳以上で学生を除きます。

大人の人数が5人を超える場合は、大人1人について220万円の加算をしてください。

世帯人数 住宅延面積	4人				5人以上			
	1人3人	2人2人	3人1人	4人	1~2人 4~3人	3人2人	4人1人	5人
20坪(66㎡)未満	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
20坪(66㎡)以上 40坪(132㎡)未満	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
40坪(132㎡)以上 70坪(231㎡)未満	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
70坪(231㎡)以上	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

例えば…

住宅延面積	世帯人数	大人人数	小人人数
40 坪(㎡)	5 人	4 人	1 人

家具類の再取得価額

2,160 万円

あなたの家の家具類は…

住宅延面積	世帯人数	大人人数	小人人数
坪(㎡)	人	人	人

家具類の再取得価額

万円

補償の対象と
ならないもの

- 自動車 ●通貨、有価証券、預貯金証書 ●貴金属及び書画、骨董品その他美術品で一個または一組30万円を超えるもの ●動物、植物 ●営業用什器備品、商品、製品、原材料、工作機械
- 加入物件に「除く。」旨が記載されている物

同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再建築(再取得、再購入)するために要する額をいいます。

再取得価額から経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。

加入棟ごとに、新価特約を付帯している場合は再建築(再取得、再購入)価額、時価契約の場合は時価額をいいます。

●加入割合 ……

共済金額

再取得価額 または 時価額

※加入割合が低いと損害額に対して十分な補償が受けられません。

●共済金 ……

共済事故によって共済目的に生じた損害について支払う金額を言います。建物共済では、損害共済金のほかに費用共済金があります。

もしもの時における共済金の計算例

火災等の事故

火災共済	火災	落雷	破裂・爆発	外部からの物体の落下・飛来・衝突	建物内部での車両・積載物の衝突	給排水設備の事故などによる水漏れ損 水道管の凍結により生じた破損	盗難によるき損・汚損	騒乱に伴う破壊行為による損害
総合共済								
	自然災害を除く					自然災害を除く 老朽化・腐食を除く		盗難品は対象外

●例：再建築価額 2,000万円の建物に 1,000万円加入の場合 …… 加入割合 50% $\left[\frac{1,000万円}{2,000万円} \right]$
 ※加入割合80%以上の場合は損害の額をお支払いします。

全損の場合

損害の額 = 共済金額

損害共済金

1,000万円

分損の場合

○ 加入割合 50%の場合

損害の額 $\times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$

損害共済金

$1,000万円 \times \frac{1,000万円}{2,000万円 \times 80\%} = 625万円$

損害の額が
1,000万円
の場合

○ 加入割合 80%以上の場合(上記の例で1,600万円以上加入の場合)

損害の額 = 共済金額

損害共済金

1,000万円

このほかに右ページの該当する費用共済金が加算されます。 ※地震による火災は火災共済では補償の対象になりません。

自然災害

総合共済	風水害	雪害	土砂崩れなど
			

建物外部に損害がないときは補償の対象になりません。
 加入割合に応じて共済金の支払い額を計算します。

●例：再建築価額 2,000万円の建物に総合共済 1,000万円加入の場合 …… 加入割合 50% $\left[\frac{1,000万円}{2,000万円} \right]$

全損の場合

損害の額 $\times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$

損害共済金

$2,000万円 \times \frac{1,000万円}{2,000万円} = 1,000万円$

分損の場合

損害の額が
50万円
の場合

○ 小損害実損填補特約を付帯していない場合 損害割合80%未満の場合は、損害額から共済価額の5%又は1万円のいずれか小さい額を差し引きます。

$(\text{損害の額} - 1万円) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$

損害共済金

$(50万円 - 1万円) \times \frac{1,000万円}{2,000万円} = 24.5万円$

○ 小損害実損填補特約(50万円)を付帯した場合

損害の額 = 損害共済金

損害共済金

50万円

50万円以下の損害に対して、加入割合に関係なく、
 損害の額をお支払いします。
 (自然災害の場合は、1万円以上の損害に限る)

地震等の事故

総合共済	地震	津波	噴火
			

損害割合5%以上が支払い対象となります。
 地震によって生じた火災を含みます。
 家具類、農機具は全損認定した場合のみ支払い対象となります。
 加入割合に応じて共済金の支払い額を計算します。

●例：再建築価額 2,000万円の建物に総合共済 2,000万円加入の場合 …… 加入割合 100% $\left[\frac{2,000万円}{2,000万円} \right]$

全損の場合

損害の額 $\times \frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{共済価額}}$

損害共済金

$2,000万円 \times \frac{2,000万円 \times 50\%}{2,000万円} = 1,000万円$

分損の場合

損害の額が
1,000万円の場合

損害共済金

$1,000万円 \times \frac{2,000万円 \times 50\%}{2,000万円} = 500万円$

充実した『費用共済金』のラインナップ！ 損害共済金に加算してお支払いします。

「費用共済金」とは、共済目的そのものの損害の他に生じた経済的損害に対してお支払いするものです。

費用共済金の種類		火災共済	総合共済
残存物取片付け費用共済金 	火災事故や風災、水災で損害を受けたときに、残存物の取片付け清掃費用、搬出費用に対してお支払いいたします。 実際に要した費用を損害共済金の10%を限度にお支払いします。		 地震等による事故を除く
特別費用共済金 	全損（損害割合80%以上）になったとき、 共済金額の10% をお支払いします。 （1棟200万円が限度です）		 地震等による事故を除く
損害防止費用共済金 	消火活動により損害の防止・軽減のために要した消火剤等の詰め替え費用などがあつたときにお支払いします。 （実費が限度です） $\text{損害防止軽減費用の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$		 地震等による事故を除く
地震火災費用共済金 	建物火災共済において、地震・噴火等を原因とする火災が生じ、半焼（損害割合20%）以上のとき、 共済金額の5% をお支払いします。 ※総合共済は主契約で担保。		主契約の補償の範囲に含まれます
失火見舞費用共済金 	建物共済加入物件から発生した火災等による事故により、第三者が所有する建物などに類焼、汚損等の損害（煙損、臭損を除く）が発生した場合、見舞金などの費用としてお支払いします。 被災世帯×50万円 （共済金額の20%を限度）		 地震等による火災は対象外
水道管凍結修理費用共済金	水道管の凍結破損（これに起因する共済目的の水濡れ損害が発生していない場合）に係る復旧費用を実費で補償します。 （1共済事故につき10万円が限度です）		

●例えば、2,000万円加入していた住宅が全焼した場合……お支払い例

損害共済金 2,000万円	+	残存物取片付け費用共済金 200万円	+	特別費用共済金 (全損の場合のみ) 200万円	=	合計支払共済金 2,400万円
---------------	---	--------------------	---	-------------------------	---	-----------------

おすすめ

さらに **特約を付帯し補償をプラス！**

臨時費用担保特約

※地震等による事故を除く。

給付割合を10%、20%、**30%**で選択できます。

事故時の思わぬ出費に対する費用として、損害共済金に加入者が選択した給付割合（1建物ごとに250万円を限度）を乗じた額をお支払いします。また、「死亡・後遺障害費用共済金」として、当該事故の日より200日以内に死亡または後遺障害を被ったとき、共済金額の30%（1事故1名ごとに200万円が限度）をお支払いします（ただし、火災等の事故に限る）。

小損害実損填補特約

※地震等による事故を除く。

30万円又は**50万円**のいずれかを選択できます。

共済事故による損害の額が、選択した額以下の小損害事故の場合に限り、損害の額を補償する特約です（ただし、共済金額を上限とします）。例えば、小損害の多い落雷事故や風水災事故による損害を実損額で補償します。火災共済、総合共済のいずれにも付帯することができます。

※1 この特約は1棟あたり共済金額が1契約ごとに1,000万円以上である場合に付帯できます。
 ※2 共済事故が自然災害で損害の額が1万円に満たない場合は損害共済金を支払いません。

知っておこう 建物共済 Q&A



Q1 我が家は古くなっています。
補償してくれるの？

A 補償されます。再建築するために
必要な価額まで補償します

万が一の災害が発生し、建物を建て直すには、古くなっても多額な費用が必要となります。

NOSAIの建物共済は、建物の時価額ではなく、再建築するために必要な「再取得（建築）価額」まで補償されます。ご加入の際には、ご加入される建物と同等の建物を「今、建て直すにはいくらかかるか？」という額までご加入することができます。家具類・農機具においても再取得（購入）する費用までご加入できます。

※新価特約を付している場合。

Q2 他の保険（共済）も加入しています。
NOSAIに加入できますか？

A 他の保険（共済）も合わせて、
加入建物の価値までは大丈夫です

加入者がNOSAI以外の火災保険にもご加入がある場合で、支払い対象となる損害が発生したとき、NOSAIやそれぞれ契約している保険（共済）は、その契約に基づき共済金（保険金）をお支払いすることになります。

しかし、NOSAIと他の保険（共済）の支払い額の合計額がその損害額を超える場合には、損害額を上限とし、それぞれの加入金額（契約）の割合に応じて支払う決まりとなっています。

つまり、全ての加入額の合計が建物の価値の範囲内であれば、複数の保険（共済）に加入しても大丈夫となります。

※損害額全額支払い方式の他保険に加入する場合（している場合）は、NOSAIにお問い合わせください。

Q3 保険は積立型の方が
よいと思うのですが…？

A NOSAIの建物共済は、正味の
掛金ですので加入者に
やさしい掛金でご加入できます

掛金の掛け捨て部分がない保険（共済）はありません。満期払戻金などがある貯蓄型保険がお得というイメージをお持ちの方がおられますが、実際は納める掛金の中に積立部分と保険料（掛け捨て部分）が合わさった仕組みとなっています。

NOSAIの建物共済は、積立部分はありますが、その分掛金は少なくなっています。

Q4 火事で火元となって、隣近所に類焼し
思わぬ迷惑をかけてしまったり、
隣近所の火事から類焼を受けることが
あった場合、火元に損害賠償責任が
発生するのでしょうか？

A 重大な過失や故意などを除き、
火元に賠償責任はありません

「失火責任法」により火元の火災が故意または重過失で発生した場合を除き、隣近所に火災損害が及んでいても賠償までは負わなくてもよいというものです。

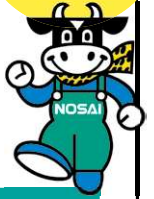
類焼や第三者行為などの思いもよらない損害を受ける場合もあります。自分の財産は自分で守るため「建物共済」に加入して十分な補償を受けられるようにしておきましょう。

＼ 建物共済は地域の方々の協力によって成り立っています。 ＼

NOSAIの建物共済の加入手続きは、集落やこれに準ずる地域の『共済部長』さんの協力をいただいています。NOSAIは多数の地域みなさんと共に地域農業の発展に寄与します。

安心への3つのポイント

もしもの時に
安心できるように
備えとして
加入しましょう



1 全棟の加入

火災は火元だけでなく、延焼による損害も重大です。全ての棟のご加入を。

2 再取得価額いっぱい

加入金額が不足していると十分な補償が得られません。再取得価額いっぱいのご加入を。

3 家具類・農機具も合わせて

建物だけの加入では、家具類等は補償されません。建物と家具類等を合わせたご加入を。

ご契約の手続き

ご契約にあたっての詳細につきましては、「共済約款」及び「重要事項説明書」をご確認ください。

建物一棟ごとにお申し込みください。

建物共済への申し込みにより加入となるものは

◆加入により填補されます。

- 建物とその附属設備(電気・ガス・水道・冷暖房設備・ボイラー・エアコンなど)

◆申し出により填補されます。

- 建物内に収容されている家具類(テレビ・電話機・冷蔵庫・タンス・食器・衣類など家庭生活用具全般)
 - 納屋・農作業場などに格納されている農機具 ※稼働中の事故等も支払い対象となる「農機具共済」もあります。
 - 門・垣・塀及び工作物
- なお、工作物のご加入については、お申し込みの際、具体的にご明記ください。・・・例)看板・カーポートなど

共済掛金は

- 共済の種類や建物の構造・用途によって異なります。
- 共済掛金等は、加入申込書提出後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている期日までにお支払いください。共済掛金等の納入方法は「口座振替」をおすすめします。

補償期間は

- 「共済掛金等を払い込まれた日の午後4時」から1年間です。
- ただし、共済掛金等払込日以降に責任を開始される場合は、「共済証券に記載する日の午後4時」から1年間です。
- なお、責任期間が満了する同一の内容で共済関係を9回まで継続できる自動継続特約もあります。

加入申し込みについて

- 新規にご加入される方は、加入申込書に**建物の用途、構造、面積、填補範囲、共済金額などの必要事項**をご記入し、押印または署名のうえ提出してください。
- 継続してご加入される方は、加入申込書の内容をご確認し、押印または署名のうえ提出してください。
- 自動継続特約を付した契約の場合、変更の申出がなければ同内容での継続加入となります。
- 加入申込書に★印が付された項目は「告知事項」です。「告知事項」には、事実を正確にご記入してください。
- 加入申込書に☆印が付された項目は「通知事項」です。共済責任期間内に変更があった場合には、直ちに **NOSAI** までご連絡ください。

ご連絡ください

■建物の用途の変更または増改築した時は・・・

用途の変更または増改築により構造等を変更した場合、共済掛金等の変更が生ずる場合がありますので、速やかに **NOSAI** までご連絡ください。

また、建物を解体し新築した場合は、共済関係を解除し、新規加入の手続きが必要となります。

これらの通知を怠った場合、共済金をお支払いできなくなったり、契約を解除しなければならない場合があります。

もし事故が起きたら・・・

ご加入された建物や家具類に、万が一共済事故による損害が発生した場合は、直ちに **NOSAI** までご連絡ください。事故通知が遅れますと、共済金をお支払いできない場合があります。



安心のネットワーク

NOSAI お申し込み・ご相談は、各支所へお問い合わせください。

東 部 支 所 ☎0879-43-4121
高 松 支 所 ☎087-888-1146
0120-58-1148

小豆出張所 ☎0879-62-0694
中 讃 支 所 ☎0877-35-7735

三 豊 支 所 ☎0875-25-2482
0120-031-304

香川県農業共済組合 本所 高松市三名町東原5番地6 ☎087-888-2121 FAX 087-888-3031